

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を改正する政令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録講習機関に係る登録の有効期間）</p> <p><u>第一条</u> 電気通信事業法（以下「法」という。）第八十五条の四第一項の政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>（登録認定機関に係る登録の有効期間）</p> <p><u>第一条の二</u> 法第八十八条第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p>	<p>（登録認定機関に係る登録の有効期間）</p> <p><u>第一条</u> 電気通信事業法（以下「法」という。）第八十八条第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p>